

# 東浦町安全なまちづくり条例

(平成 20 年 9 月 22 日 条例第 31 号)

## (目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止するため、基本理念を定め、町、町民及び事業者が果たすべき責務を明らかにすることにより、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者及び町内に通勤する者、通学する者、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) コミュニティ活動 各地域のコミュニティ推進協議会が行う活動をいう。

## (基本理念)

第 3 条 安全なまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守ることを共通の認識として、町、町民及び事業者がそれぞれの役割を担い、情報を共有し、及びコミュニティ活動を通じて緊密に連携を図りながら協働して推進するものとする。

## (町の責務)

第 4 条 町は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発に関すること。
- (2) 自主的な防犯活動に対する指導及び支援に関すること。
- (3) 犯罪の防止を目的とした環境整備に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、愛知県半田警察署その他関係機関及び関係団体と緊密に連携を図るものとする。

## (町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力し、及び安全なまちづくりに関するコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

## (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力し、及び安全なまちづくりに関するコミュニティ活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。